

令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ(案)

令和4年度大学入学者選抜実施要項		イメージ案
第1 基本方針	第1 基本方針 大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。	大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。 このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。 第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮することとする。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努め

あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとなるまいよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努め

<p>る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）</p> <p>② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）</p> <p>③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>	<p>る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）</p> <p>② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）</p> <p>③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>
<p>第2 アドミッション・ポリシー</p>	<p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p>
<p>第2 アドミッション・ポリシー</p>	<p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのか、を記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>（以下略）</p>

<p>第3 入試方法</p>	<p>第3 入試方法</p>
<p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に</p>	<p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、以下のように</p>

<p>評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。</p> <p>*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、ブレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</p> <p>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のようないくつか多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(新規)</p>	<p>入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。</p> <p>*入学志願者が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、ブレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</p> <p>(削除)</p>
	<p>(1) <u>一般選抜</u> 学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。</p> <p>(2) <u>総合型選抜</u> 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。</p> <p>*入学志願者が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいづれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p>

- 募集要項に記述する。
＊例ええば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。
- (2) 学校推薦型選抜
- 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の方針に留意して評価・判定する入試方法。
- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
 - ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などを後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

		* 例ええば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。
(3)	学校推薦型選抜	出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。
		① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」はその他の評価方法等のうち少なくともいづれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
		② (同左)
2		上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のようないくつかの多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。
	(1) 高等学校の専門教育を中心とする学科又は総合学科卒業見込み者(専門学科・総合学科卒業生選抜)	この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他の大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。
	(2) 帰国生徒(中国引揚者等生徒を含む。)帰国人選抜(社会人選抜)	この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。
	(3) 専門学科・総合学科卒業見込み者選抜	この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。

適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適當と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

(新規)

(3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関する多様な背景等を持つ者

この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。

(同左)

3 上記1及び2の入学者の選抜については、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

1 大学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和4年1月15日、16日

追試験 令和4年1月29日、30日

2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

第4 試験期日等
1 (P)

2 第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日よりも前から実施することができますが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間	試験期日に応じて定める。	(2) (同左)
(3) 合格者の決定発表	令和4年3月31日まで	(3) 合格者の決定発表
3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。		3 (同左)
4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表する。	4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。	
5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。	5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。	
6 帰国生徒又は社会人を選抜にすることは要しない。	6 帰国生徒又は社会人を選抜にすることは要しない。	
第5 調査書		
1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として，在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。	1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として，在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。	
なお、大学と高等學校が個別に同意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。	なお、大学と高等學校が個別に同意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。	
各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校的設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。	各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校的設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。	
2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の方を踏まえ、調査書を十分に活用する。	2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書を十分に活用する。	
(1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけではなく、調査		

書の他の記載事項も有効に活用すること。

(2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。

4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。

5 各大学は、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。

6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業者（又は退学者）に適用する。

7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。

(2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

(削除)

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業者（又は退学者）に適用する。

4 上記3の場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出さざるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。

- | | |
|---|----------|
| (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。 | (1) (同左) |
| (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格(フランス共和国)取得者、ジエネラル・サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者(従前の大学入学資格検定合格者を含む。)については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。 | (2) (同左) |
- 第6 学力検査等
- | | |
|---|----------|
| 1 個別学力検査 | 1 個別学力検査 |
| (1) 各大学が実施する学力検査(以下「個別学力検査」という。) | (1) (同左) |
| は、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。)に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害となるないように十分留意しつつ、適切な方法により実施する。 | |
| (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。 | |
| なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。 | |
| (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させる | (3) (同左) |

<p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。</p> <p>(新規)</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① (同左)</p>	<p>② <u>入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミニシション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。</u></p> <p>③ (同左)</p>	<p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を中心とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を中心とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。</p>	<p>2 大学入学共通テストの利用</p> <p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「<u>令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱</u>」(令和5年6月19日付け2文科高第280号文部科学省高等教育部長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>2 大学入学共通テストの利用</p> <p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「<u>令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱</u>」(令和5年6月19日付け5文科高第 号文部科学省高等教育部長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p>
---	--	---	--	---

(1) 各大学が大学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させすることが望ましい。	(1) (同左)
(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。	(2) (同左)
(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができます。	(3) (同左)
(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。	(4) (同左)
3 小論文、面接、実技検査等の活用	3 小論文、面接、実技検査等の活用
入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。	入学志願者の「自らの考え方を論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。
主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。	主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。
小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。	小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。
4 資格・検定試験等の成績の活用	4 資格・検定試験等の成績の活用
(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用	(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用

を図ることが望ましい。

- ① 入学志願者の外国语におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育部長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

を図ることが望ましい。

- ① 入学志願者の外国语におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育部長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

具体的な活用方法としては、例えば、大学入学共通テスト又は個別学力検査において英語を課しつつ、その成績と資格・検定試験等の結果との代替を認める募集区分を設定する方法や、資格・検定試験等の結果の提出を必須とする募集区分を設定する方法等が考えられる。

また、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の進学機会の確保に当たっては、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいづれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。

- ② 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。

- ③ (新規) (同左)
- ④ (同左)
- ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

- ③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。
- (2) 資格・検定試験等の成績の活用については、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に

代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。

5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

第8 募集人員

1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校から推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や興味等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。

4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第10 募集要項等

1 募集要項

(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出

第10 募集要項等

1 募集要項

(1) (同左)

願手続き、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他の入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。

(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

(3) 第3の1(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

(4) 及び(5) (略)

2 (略)

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的な配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ

(3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

(4) 及び(5) (同左)

2 (同左)

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) (同左)

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するためには必要な合理的な配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ

う配慮する。

その際、平成 30 年 3 月に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育部長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等による欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育部長通知）にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、ICT 機器の活用、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

う配慮する。

その際、平成 30 年 3 月に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育部長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等による欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育部長通知）にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、ICT 機器の活用、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話をを行うこととし、事前相談の時期や方法について十分分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

（3）各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ボリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他の入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アセシビリティに配慮しつつ広く情報

<p>報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し つつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p>	<p>2～9 (同左)</p>
---	-----------------